

平成26年度

第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録

平成26年度第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開催日 平成26年6月17日(火)

場所 埼玉会館 3C会議室

出席者(12名)

長峰 宏芳	齊藤 正明	鈴木 弘
小林 玲子	西川 正純	野上 武利
中川 進	近藤 文彦	磯 哲也
石井 幸男	山崎 彰	加藤 孝夫

欠席者(1名)

尾崎 啓子

事務局 三井 総務部長
山崎 学事課長
都留 学事課副課長
武澤 高等学校担当主幹
野々部 幼稚園担当主幹
加来 専修各種学校担当主幹
矢沼 高等学校担当主査
小村 幼稚園担当主査
中村 専修各種学校担当主査
山口 高等学校担当主任
庭崎 高等学校担当主任

1 開 会

定足数を確認し、14時00分審議会を開会した。

2 諮問書の手交

諮問書（別紙1）が総務部長から会長に手交された。

3 議事録署名委員の指名

会長は、議事録署名委員として、小林 玲子委員、山崎 彰委員を指名した。

4 諮問事項

（1）審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
平成26年度私立学校（小学校・中学校・高等学校） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
平成26年度私立学校（幼稚園） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
平成26年度私立学校（専修学校・各種学校） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	

（2）審議内容

別添「審議記録書」のとおり

5 報告事項

（1）報告事項

報 告 事 項
高等学校（全日制）父母負担軽減事業補助について

（2）報告内容

別添「審議記録書」のとおり

6 閉 会

議長は、議事終了の旨を述べて、15時55分閉会を宣言した。

平成26年6月17日

議 長 加藤 孝夫

議事録署名人

委 員 小林 玲子

委 員 山崎 彰

(別紙1)
学事第366号
平成26年6月17日

埼玉県私立学校助成審議会会長 様

埼玉県知事 上田清司

平成26年度私立学校運営費補助金配分の基本方針について（諮問）

埼玉県私立学校助成審議会条例第2条の規定により、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 平成26年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針について
- 2 平成26年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針について
- 3 平成26年度私立学校（専修学校・各種学校）運営費補助金配分の基本方針について

【審議記録書】

○司会 お待たせいたしました。

本日は、大変お忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきます学事課長の山崎でございます。よろしくお願いたします。

1 委嘱状の交付

○司会 今回は第1回の審議会となりますので、開会に先立ちまして、このたび委嘱された委員の皆様に三井総務部長から委嘱状をお渡しします。

委員のお席にお伺いしてお渡ししますので、そのままお待ちください。

[各委員に対して委嘱状交付]

2 委員及び事務局職員紹介

○司会 続きまして、委員の方々を御紹介させていただきます。

長峰宏芳委員でございます。

○長峰委員 よろしくお願いたします。

○司会 齊藤正明委員でございます。

○齊藤委員 よろしくお願いたします。

○司会 鈴木弘委員でございます。

○鈴木委員 よろしくお願いたします。

○司会 小林玲子委員でございます。

○小林委員 よろしくお願いたします。

○司会 西川正純委員でございます。

○西川委員 よろしくお願いたします。

○司会 野上武利委員でございます。

○野上委員 よろしくお願いたします。

○司会 中川進委員でございます。

○中川委員 よろしくお願いたします。

○司会 近藤文彦委員でございます。

○近藤委員 よろしくお願いたします。

○司会 磯哲也委員でございます。

- 磯委員 よろしくお願いいいたします。
- 司会 石井幸男委員でございます。
- 石井委員 よろしくお願いいいたします。
- 司会 山崎彰委員でございます。
- 山崎委員 よろしくお願いいいたします。
- 司会 加藤孝夫委員でございます。
- 加藤委員 よろしくお願いいいたします。
- 司会 なお、尾崎啓子委員は所用により欠席でございます。

続きまして、事務局職員を紹介いたします。

総務部長の三井隆司でございます。

- 三井総務部長 よろしくお願いいいたします。
- 司会 学事課副課長の都留雅己でございます。
- 都留学事課副課長 よろしくお願いいいたします。
- 司会 高等学校担当主幹の武澤安彦でございます。
- 武澤高等学校担当主幹 よろしくお願いいいたします。
- 司会 幼稚園担当主幹の野々部勝でございます。
- 野々部幼稚園担当主幹 よろしくお願いいいたします。
- 司会 専修各種学校担当主幹の加来卓三でございます。
- 加来専修各種学校担当主幹 よろしくお願いいいたします。
- 司会 高等学校担当主査の矢沼裕一でございます。
- 矢沼高等学校担当主査 よろしくお願いいいたします。
- 司会 幼稚園担当主査の小村秀明でございます。
- 小村幼稚園担当主査 よろしくお願いいいたします。
- 司会 専修各種学校担当主査の中村雅仁でございます。
- 中村専修各種学校担当主査 よろしくお願いいいたします。
- 司会 どうぞよろしくお願いいいたします。

3 総務部長挨拶

- 司会 開会に先立ちまして、三井総務部長から御挨拶を申し上げます。
- 三井総務部長 皆さん、こんにちは。総務部長の三井隆司でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の私学行政はもとより、県政全般にわたりまして多大な御協力を賜りまして、この場をおかりしまして厚くお礼を申し上げます。また、御多忙にもかかわらず、埼玉県私立学校助成審議会に御出席をいただきまして、重ねてお礼申し上げます。

御承知のとおり、私立学校は公立学校とともに公教育の一翼を担っておりまして、本県の教育において重要な役割を果たしております。このため、県では私立学校に対しまして、教育条件の向上や保護者の経済的負担の軽減、学校経営の安定を図ることを目的としまして、私立学校運営費補助金を交付しているところでございます。本審議会は、この運営費補助金の配分の基本方針につきまして御審議をいただくものでございます。皆様の貴重な御意見を参考に、運営費補助金がより効果を発揮できるよう、効果的な配分に努めてまいり所存でございます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの分野での御経験を踏まえまして、様々な見地から御審議を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうか本日はよろしくお願いたします。

4 開 会

○司会 それでは、埼玉県私立学校助成審議会条例第6条第2項に定める定足数を満たしておりますので、ただいまから平成26年度第1回埼玉県私立学校助成審議会を開会いたします。

5 会長の選出

○司会 ここで、議案の審議に入ります前に、現在空席となっております会長の選出をお願いしたいと存じます。

会長の選出につきましては、条例第5条第1項により、委員の互選により定めることとなっております。現在会長が空席でございますので、事務局の方で進行をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○司会 ありがとうございます。

会長互選の方法につきましては、埼玉県私立学校助成審議会管理運営要綱第4条により、単記無記名投票又は指名推薦とすると規定されております。前回は、学識経験者として委嘱されている委員の方を指名推薦により選出させていただきました。会長の互選に関しまして委員の皆様から何か御発言がございましたら、お願いたします。

長峰委員、お願いします。

○長峰委員 今お話がございましたけれども、前回は学識経験者ということでございました。素晴らしい人がたくさんいらっしゃいますけれども、今までの経歴から、学識経験者として委嘱されている、私学助成にも理解の深い加藤孝夫委員を会長に私としては推薦いたします。よろしくお願いたします。

以上です。

○司会 ただいま長峰委員から御発言がございましたが、他に御発言はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○司会 それでは、加藤孝夫委員を会長とすることで皆様御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○司会 ありがとうございます。

御異議がございませんので、加藤孝夫委員を会長とすることと決定いたしました。

加藤委員は会長席に移動願います。

6 会長挨拶

○司会 それでは、ここで加藤会長から御挨拶をいただきたいと存じますので、お願いいたします。

○加藤会長 加藤と申します。委員の皆様の御推挙によりまして、私立学校助成審議会会長の要職につかせていただくことになりました。身に余る光栄であり、心から感謝申し上げます。

私立学校助成審議会は、知事の諮問に応じ、私立学校に対する各年度の運営費補助金の配分の基本方針について御審議いただく場でございます。それぞれのお立場から貴重な御意見をいただき、実りある議論を尽くしていきたいと思っております。議事の公正、中立な運営を心がけていきたいと存じますので、委員の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

7 諮問書の手交

○司会 次に、三井総務部長から会長に諮問書をお渡しいたします。

〔会長に諮問書を手交〕

○司会 それでは、これからの議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

8 議事録署名委員の指名

○加藤会長 それでは、これからの議事を進行いたしますけれども、条例第6条第1項に基づきまして、私が議長として議事を進めてまいります。

議事に入ります前に、条例第8条第2項の規定により、今回の議事録署名委員を指名したいと存じます。小林玲子委員、山崎彰委員、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、会議の公開等につきまして、委員の皆さんの御意見を伺いたひと思ひます。条例第7条では、「審議会の会議は公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる」と規定してあります。今回の会議につきましては、公開とすることによろしいでしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○加藤会長 ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

傍聴者の紹介を事務局からお願いいたします。

○事務局 早稲田大学大学院教育学研究科の木村様です。

〔傍聴者入場〕

9 諮問事項（3件）

（1）平成26年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）

運営費補助金配分の基本方針について

（2）平成26年度私立学校（幼稚園）

運営費補助金配分の基本方針について

（3）平成26年度私立学校（専修学校・各種学校）

運営費補助金配分の基本方針について

○加藤会長 それでは、審議に入りたいと思います。

今回は審議事項3件でございますが、これらを一括して議題といたします。

まず、事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、お手元の資料1、運営費補助金配分の基本方針についてを御覧ください。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

まず、1、私立学校運営費補助金交付の目的でございますが、私立学校の教育条件の維持、向上、在学する生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性の向上の3つを目的としております。

次に、2、私立学校運営費補助金配分の基本方針でございますが、各年度、運営費補助金の配分方法について見直しを行っておりますが、見直しの考え方を明示するとともに、配分に当たっての基本的な方針をお示しするものです。

なお、基本方針につきましては、知事の諮問に応じ、私立学校助成審議会において御審議いただくこととなっております。

次に、3期待される効果でございますが、審議会でのオープンな審議を経ることで、補助金配分の透明性と公平性がさらに向上いたします。また、配分の内容を早期に、かつ分かりやすく学校へ提示することで配分に沿った学校運営がしやすくなり、補助効果が高まります。

次に、資料2平成26年度私立学校運営費補助予算の概要を御覧ください。

運営費補助金の予算総額は、一番下段の総合計でございますとおり、368億5,156万円でございます。

次に、上から3段目、高等学校（全日制課程）を御覧ください。補助総額は小計の欄にございますとおり141億5,469万4,000円で、一般補助を生徒1人当たりの単価にしますと28万1,052円となります。

続きまして、次の段4段目になりますが、幼稚園（学校法人立）を御覧ください。補助総額は193億3,974万4,000円で、園児1人当たりの単価は17万6,600円となります。

最後に、下から5段目、専修学校（高等課程）を御覧ください。補助総額は3,702万3,000円で、生徒1人当たりの単価は7万5,710円となります。

その次の段、専修・各種学校（専門課程等）を御覧ください。補助総額は2億2,183万5,000円で、生徒1人当たりの単価は2万3,140円となります。

詳細につきましては、各担当から御説明させていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○事務局 では、続きまして、小学校、中学校、高等学校の運営費補助金配分の基本方針につきまして御説明をさせていただきます。大変恐縮ですが、座って御説明させていただきたいかと存じます。

お手元の資料3を御覧いただきたいと存じます。今年度は審議会が2回開催されますが、今回は1回目でございますので、まず現行の基本方針について御説明いたします。続いて、私立学校関係者へのヒアリングを踏まえ、検討が必要な項目を検討の視点として取りまとめましたので、順次御説明いたします。

まず、現行の基本方針でございます。1の配分の基本的な考え方でございますが、配分に当たっては基礎配分と政策誘導配分の2つの配分枠を設け、それぞれの配分枠の中に必要な要素を組み入れ、補助効果を最大にするよう努めております。

基礎配分とは、経常的経費に対し、予算の範囲内でその一部を補助するものでございます。人件費や教育研究経費など、まさに学校運営の基本となる支出に対する補助となります。

政策誘導配分とは、教育条件の向上や特色ある教育の実施など、県の進める私学行政への誘導を促進するものでございます。

このような配分基準に基づいて補助金を交付することで、教育条件の維持向上や生徒父母の経済的負担を軽減することを目的としております。

次に、2の基礎配分のうち、（1）高等学校を御覧ください。高校では補助対象経費方式という配分方法を採用しております。前年度の決算書の支出額に基づき一定割合を補助するもので、経営実態を反映しやすい配分方式でございます。左側の配分項目の欄にございますとおり、決算書から、①人件費、②教育研究経費、③管理経費、④設備関係の支出を抽出いたしまして、これに補助率を乗じて補助額を算出いたします。

次に、（2）中学校と（3）小学校ですが、こちらは単価方式という配分方式を採用しております。生徒1人当たりの補助単価を設定し、生徒数を乗じて補助額を決定しますので、大変分かりやすい配分方式であります。

2ページを御覧ください。3の政策誘導配分について御説明いたします。まず、①生徒納付金水準補正ですが、低額な生徒納付金で運営する学校に加算し、高額な納付金の学校から減算すること

で、父母負担の軽減を図るものでございます。

次に、②小規模校加算ですが、生徒数が720人以下の小規模校に補助金を加算することで、学校運営を支援するものでございます。

次に、③学級規模補正ですが、高等学校設置基準で原則1学級40人以下とされていることを踏まえ、40人以下の少人数学級で運営する学校へ加算し、41人以上の場合は減算することで、少人数学級編制を誘導いたします。

次に、④学校関係者評価実施加算ですが、評価を実施した学校に加算することで、学校関係者評価の積極的な実施を誘導いたします。

次に、⑤本務教員充足加算ですが、本務教員1人当たりの生徒数が少ない学校へ加算することで、本務教員の充足を誘導し、教育環境の向上を目指します。

次に、⑥特色教育加算ですが、世界に羽ばたく人材の育成を促進するため、海外留学や特色あるIT教育、理科教育等を行う学校に対し加算配分を行います。

なお、中学校は、②小規模校加算については、高等学校に比べ規模の違いが小さいため、これを適用しないこととしております。また、小学校は、⑥特色教育加算の1項目のみとしております。これは、小学校が県内に5校のみであることや、1学級当たりの生徒数が30人と、少人数学級による質の高い授業が実施されていることなどを考慮し、基礎配分に重点を置いた配分としております。

続きまして、資料3-2を御覧ください。配分の基本方針に係る検討の視点について御説明いたします。

まず、1多人数学級に対する減額についてでございます。現状でございますとおり、高等学校等におきましては、1学級の生徒数は原則40人以下とされております。このため、政策誘導配分に学級規模補正を設け、基準となる40人を境といたしまして、1学級の生徒数が40人以下の場合は一定額を加算し、40人を超える場合は一定額を減算しているところでございます。

検討に係る課題でございますが、特定の私立高校では、1学級の生徒数が多くても習熟度別授業を実施するなど、公立高校とは異なる対応がとられております。このため、40人を超える学級編制をした場合、減額の対象外と取り扱うことが考えられますので、御審議をお願いするものでございます。

次に、2生徒納付金水準補正についてでございます。現状でございますとおり、今年4月から消費税率が引き上げられましたが、学校法人の主たる収入である授業料など生徒納付金につきましては、消費税が非課税のため単純に消費税を転嫁することができず、学校法人の経費負担は増加しております。

検討に係る課題でございますが、消費増税に伴う経費増加に対応するため、学校が生徒納付金を値上げしますと、生徒納付金水準補正により補助額が減額する可能性がございます。生徒納付金水

準補正は、納付金額5万円ごとに加算単価あるいは減算単価のランクを設けまして、納付金額の平均である60万円を境といたしまして、それ以下のランクは一定額を加算、60万円を超えるランクは一定額を減額しております。したがって、値上げを行いますと、このランクが変わり、補助額が減額となる可能性がございます。このため、生徒納付金水準補正の基準額の設定に配慮が必要ではないかということにつきまして御審議をいただきたいと存じます。

小学校、中学校、高等学校についての説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○事務局 続きまして、幼稚園の運営費補助金配分の基本方針について御説明いたします。大変恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

お手元の資料4を御覧ください。最初に、現行の基本方針を御説明申し上げます。

1の配分の基本的な考え方でございますが、これは高等学校と同じでございます。

続きまして、具体的な配分項目でございますが、まず2の基礎配分では、園児数割、園割、常勤教員割、常勤職員割、満3歳児数割の5項目を設定しておりまして、それぞれ補助単価に対象数を乗じて配分額を算出する単価方式を採用しております。

続きまして、3の政策誘導配分について御説明いたします。政策誘導配分では全部で10項目ございまして、①から⑥までの6項目は加算により、また⑦から⑩までの4項目は減算により、政策誘導を図るものでございます。

まず、①の3歳児保育促進加算でございますが、きめ細かな対応が求められます3歳児保育につきまして、3歳児クラスを担当する教員の数に応じて加算することで、保育の質の向上を図るものでございます。

次に、②のティーム保育促進加算でございますが、4歳児又は5歳児クラスに補助教員を配置している場合に加算するものでございまして、①と同様、きめ細かな保育の促進を図るものでございます。

次に、③の園児納付金抑制加算でございますが、園児納付金が県平均額などの基準額未満の場合、基準額に対して納付金の水準が低くなるに従い、傾斜加算をするものでございます。また、合わせて、納付金の抑制による教員の給与水準の低下を招かないよう、教員の平均給与が県平均額などの基準額以上の場合には加算単価を増額して配分しているものでございます。

続きまして、2ページをお開きください。④の1種免許状保育促進加算でございますが、幼稚園教諭の1種免許を保有する常勤教員数に応じて加算配分するものでございまして、幼児教育の多様な展開に対応できる人材の確保を促進しようとするものでございます。

次に、⑤の小規模園加算でございますが、園児数が150人以下の小規模園に一定額、具体的には100万円でございますが、一定額を加算配分することで、小規模園の経営の安定化などを図るものでございます。

次に、⑥の安全管理対策加算でございますが、防犯や園児の事故防止など安全管理対策に取り組む幼稚園に対し、その経費に応じて一定額を加算することで、安全で良質な教育環境の整備を促進しようとするものでございます。

続きまして、⑦からは減算調整の項目でございますが、⑦の定員超過調整は、園則で定めます収容定員を超えて保育をしている幼稚園に対し、定員超過率に応じて基礎配分額から減算するもので、定員の遵守を誘導し、適正な幼稚園運営の確保を図るものでございます。

次に、⑧の高額給与調整でございますが、県内の私立幼稚園の園長先生の平均年収の1.5倍を超える給与を受ける教職員がいる場合につきまして、この額を超える額を減算するものでございます。

次に、⑨の納付金値上げ調整でございますが、園児納付金が既に高額でありながら、さらに値上げを実施した幼稚園に対しまして、値上げ額に実員を乗じた額の2分の1を減算するものでございます。

次に、⑩の剰余金保有調整でございますが、財務計算書における剰余金の額が3億円以上の余裕のある法人につきまして、基礎配分額に剰余金の額に応じて一定の率を乗じた額を減算するものでございます。

続きまして、資料4-2を御覧ください。配分の基本方針に係る検討の視点について御説明申し上げます。

1の高額給与基準の取り扱いについてでございます。現状でございますとおり、現在の配分基準では、基礎配分の常勤教員割若しくは職員割、政策誘導配分の小規模園加算及び高額給与調整におきまして一定額以上の高額給与を受ける教職員がいる場合、配分に際し制限を設けております。

検討に係る課題の方でございますが、昨年の審議会などでもお話をいただいたところでございますが、高額給与を受ける教職員がいる場合、何重にも配分上の制限を受けるという点が1つ目でございます。

また、常勤教員割や常勤職員割などにおける高額給与基準について、公立学校の校長等の給与をもとに算定しておりますが、私立と公立の園長などとの責任の違いを考慮してはどうかということにつきまして御審議いただければと存じます。

続きまして、2の園児納付金抑制についてでございます。現状の1つ目でございますとおり、政策誘導配分の園児納付金抑制加算について、県南にある幼稚園の園児納付金額の水準が高いことを踏まえまして、昨年度、県平均額により基準額を設定していた区分の他に、圏央道以南の地域にある幼稚園の平均額による区分を追加したところでございます。

そして、課題の1つ目でございますが、浦和、大宮、川口の幼稚園におきまして、昨年度の県南の幼稚園に配慮した見直しの効果が小さいことから、地域の納付金などの状況を踏まえながら地域区分を見直し、加算の実効性を高めることができないかとの御意見をいただいているところでござ

います。

その一方で、地域区分を細分化すると、例えば県北や秩父地方の幼稚園など園児納付金額が県平均額を下回る幼稚園でも、この加算の対象から外れるという状況が生じることについても考慮が必要と考えております。

また、ちょっと戻りまして、現状の2つ目でございますが、このたびの消費増税につきまして、高等学校と同様、単純に納付金への転嫁ができない一方、経費の負担増が見込まれております。

そこで、課題の3つ目でございますとおり、消費増税に伴う経費の増加に対応するために園児納付金の値上げをした場合、加算単価のランクが変わり、加算額が減少する可能性があります。このため基準額の設定に配慮が必要ではないかと考えられますので、御審議いただきたいと存じます。

続きまして、3の配分項目の簡素化についてでございます。現状でございますとおり、現在、政策誘導配分につきましては、幼稚園の場合は他学種のほぼ倍、10項目にわたり詳細に定めているところでございます。

このため、課題でございますとおり、政策誘導目的が重複するもの、例えば先ほどの政策誘導配分の(3)園児納付金抑制加算と(9)納付金値上げ調整は園児納付金の抑制を促すという目的に共通性がありますことから、簡素化等の観点から、例えば減算調整である⑨納付金値上げ調整を見直すという選択肢があるかと考えております。また、加算額が少額であるもの、例えば先ほどの安全管理対策加算は加算単価が5万円からと零細となっておりますが、選択と集中の観点などから見直しが必要ではないかと考えられます。これらにつきまして、御審議をいただきたいと存じます。

幼稚園についての説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○加来主幹 続きまして、専修学校、各種学校の運営費補助金配分の基本方針について御説明をいたします。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

お手元の資料5を御覧いただきたいと存じます。最初に、現行の基本方針について御説明いたします。

1の配分の基本的な考え方につきましては、他の学種と同様でございます。

2の基礎配分を御覧ください。専修学校、各種学校では、学校の規模に応じた配分方法を採用しています。具体的には、左側の配分項目でございます①生徒数及び②専任教職員数それぞれに補助単価を乗じ、予算の範囲内で補助するものでございます。

次に、3の政策誘導配分について御説明いたします。まず、①専任教員充足加算でございます。配置基準を超えて専任教員を配置している学校に対しまして、加算配分をするものです。併せて、専任教員1人当たりの生徒数が少ない学校に加算することにより専任教員の充足を誘導いたし、教育環境の向上を目指してまいります。

次に、②生徒納付金教育還元加算でございます。生徒からの授業料など納付金のうち、教育に必

要な経費の占める割合により加算をすることで、教育内容に見合った生徒納付金の設定を誘導するものでございます。

③安全管理・施設整備加算でございます。義務教育相当の学齢児が在籍する学校に対しまして、施設の安全管理対策の徹底を図るものでございます。

次に、④自己評価結果公開加算でございます。学校の教育活動や学校運営の状況について教職員が評価する自己評価の結果がホームページで公表されるよう誘導するものでございます。

続きまして、資料5―2を御覧ください。配分の基本方針に係る検討の視点について御説明いたします。

まず、1兼務教員の取り扱いについてでございます。現状でございますとおり、現在の配分基準では、専任の教員及び職員は基礎配分の教職員数割において積算の対象としておりますが、兼務の教員については基礎配分の積算の対象とはなっておりません。

検討に係る課題でございますが、専門分野の細分化が進む中、学生や社会のニーズに応え、より高度で専門的な授業を行っていくため、また専任教員が忙しくて研修に参加できない、年次休暇も取得できないといった負担を軽減するために、学校内における兼務教員の役割がますます高まってきております。このため兼務教員についても基礎配分の積算の対象に加える必要があるのではないかということにつきまして、御審議をお願いするものでございます。

次に、2職業実践専門課程の認定を受けた学校への加算についてでございます。現状でございますとおり、職業実践専門課程とは、企業との密接な連携により教育課程を編成し、より実践的な職業教育に取り組む学校の専門課程を文部科学大臣が職業実践専門課程として認定する制度でございます。認定を得ることで学校の職業教育水準の維持向上を図るものであり、今年度から新たにスタートした制度でございます。認定を受けるために、具体的には、企業と連携して授業科目等の教育課程を編成すること、企業と連携して演習や実習を行うこと、学校関係者評価を実施し、公表することなどの認定要件がございます。本県では、10の学校、23学科が文部科学大臣から認定を受けております。

検討に係る課題でございますが、こうした認定を受け、より実践的な職業教育に取り組む学校に対して何らかの加算が必要ではないかということにつきまして、御審議をいただきたいと存じます。

専修学校、各種学校の配分基準の基本方針についての説明は以上でございます。よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○加藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま25年度の運営費補助金の基本方針と、それからそれに伴いまして、これまで事務局に寄せられました意見をもとに、課題という形で検討すべきものということで整理されたものを御説明いただきました。これらについて皆様方から御意見、御質問等がございましたらいただ

きたいと思うのですが、資料が多岐にわたるものですから、御質問のときには是非資料番号等も含めて御質問いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

長峰委員さん、お願いいたします。

○長峰委員 高等学校の方で、資料3—2なのですけれども、課題として、教科により習熟度別授業とあるのですけれども、学校によってまちまちなのかなと思うのです。習熟度別の授業は公立学校でもやっていますよね。どの程度やられているのか。ただやっていますよという話だけで分からないので、少し内容について、どの程度やられているのかお願いします。

それと、資料の4—2なのですけれども、これは幼稚園の話ですね。私立学校と公立学校、その責任が違うのだということが書いてあるのですけれども、私立学校だと、経営に直接関わるとか、どこがどういうふうに責任の違いがあるのだということについて、具体的に分かりやすく説明してください。

○加藤会長 事務局の方からお願いします。

○事務局 私立学校の習熟度別授業の状況について、公立学校でもやっているがどの程度なのかという御質問を頂戴いたしました。習熟度別につきましては、特に私立高校におきましては、生徒の進路希望ですとか習熟度といったものに対応するために多彩なコース編制をしたカリキュラムを設けていることが多くなってございます。こちらにつきましては、県が認可するというものではございませんので、正確な数ではないということに留意いただきたいのですが、そういったカリキュラムを定めます学則を確認いたしましたところ、多い学校では、文系、理系を合わせまして14のコースを持っている学校がございました。そのほかにも2桁、10以上のコースを持つ学校が複数散見される状況でございます。

公立学校につきましては、これも学校によって異なりますが、一般的には4コース程度、いわゆる国立、私立、文系、理系というようなところが多いというふうに伺っておりますので、そういった意味で言いますと、私立の方が習熟度別学習、コース別の編制を行っているというような状況が多かろうと存じます。

以上でございます。

○事務局 私立学校と公立学校の長の責任の違いということでございますが、こちらの方で考えておりますのが、例えば私立学校の方、長ということは理事長先生、園長先生ということでございますけれども、私立学校の理事長先生には経営の責任が直接あるということがあろうかと思えます。また、例えば事故など、こういったものがありますときに、私立にはちゃんと理事長、幼稚園、もちろん園長先生には責任があると思っておりますけれども、公立は教育委員会などがありますので、もしかしたらワンクッションというのがあるのかもしれないのですが、私立幼稚園の方は幼稚園の理事長先生とか園長先生に責任がストレートに来るといったようなことではないかと考えてお

ります。

○加藤会長 長峰委員さん、よろしいでしょうか。

○長峰委員 習熟度別の方なのですが、14コースの学校があったり、10コースが複数校あるのだということなのですが、どのような場合に加算をするということなのか。減額の対象外とするのは、例えば14コースの学校あるいは3コースぐらいだとか、そういう中身の比較についてどういうふうに反映をしていくのか、一律でやってしまうのか、具体的にお伺いします。

○加藤会長 では、事務局からお願いします。

○事務局 どの様な場合に加算するのかということでございますけれども、基本的には私立学校全体としてそういった習熟度別学習に取り組んでいるというような状況を踏まえまして、個別というよりは、一律に対応するというような方向で考えていきたいと思っております。個別の対応ということになりますと、どうしても配分基準が複雑になりがちでありますので、簡素で分かりやすい配分基準にするということも考慮いたしまして、そういった方法で検討が必要かと存じます。

以上でございます。

○加藤会長 よろしいでしょうか。

○長峰委員 はい。

○加藤会長 それでは、他にありますか。

齊藤委員さん、どうぞ。

○齊藤委員 まず、資料2で生徒1人当たりあるいは総額が書いてあるのですが、そもそも埼玉の今の補助金が全国レベル的にはどうなのか。他の47都道府県の中で今の補助金制度がどのくらいの位置にランクされているのか。埼玉としてどれだけ力を入れているかという一つの目安にもなるのだろうというふうに思いますので、できれば一覧表が欲しいですね。

それから、もう一つは、公立の場合には生徒1人当たりどの程度かかっているのか。多分、私立の方が低く、公立の方がたくさんかかっているのではないかと。比較してどうなのかということも、できれば知りたいと思います。

それから、先ほど長峰さんがおっしゃった4-2の課題の中で「高額給与の教職員がいると」云々と書いてありますけれども、その辺の束縛を受けるのが何重にもあると思うのですが、これも一つの考え方なのだろうと思います。民間で言うと、高額の給料を払う必要性があって、一つの目玉として、内容がいい、あるいは評価が高いという場合にはどうなのか。例えば、予備校なんかでも、有名な、今話題の林先生なんかは何千万とっているわけですよ。すると、生徒が当然来ると。しかし、そういうところは、この理屈でいくと減額されてしまうと。個性がある面を出しにくい。内容によりけりだとはいうふうに思うのですが、これも私立の一つの特徴でもあるので、何か全部を平均化することが必ずしもベストではないような考え方もあるのではないだろうかというふうに思います。

いろいろな課題がたくさん出ていますし、それを検討するのはこの会ですから、違うところからもいろいろな意見を出していただいて、検討する。ましてや、今日は現場の担当の偉い方々がおいでなので、身にしみているいろいろなことがおありだろうと思います。この会はそういうところを遠慮なく意見を出していただいて、いろいろな考え方を検討する場でもあろうと思います。そういった意味でもこれからのいい教育、いい子供を育てる観点からどんどん意見を出していただくことが重要です。年に2回ということでありませけれども、場合によっては何回でも議論をしていくことが大切だろうというふうに思います。

それから、もう一つ、人数が入っていないのですけれども、当然少子化でありますから、どんどん子供の数が減っているわけですね。各幼稚園、学校含めて一つのデータとして配分をする、人数をね。すると、計画も立てやすいわけですね。そんなのも是非資料として添付していただくとありがたいなど、そういうふうに思います。

とりあえず以上です。

○加藤会長 齊藤委員さん、4番目の人数というのは、それぞれの私学の人数という。

○齊藤委員 いいえ、全体の。

○加藤会長 全体の。

○齊藤委員 例えば、何歳は何人いるかと。あと、もっと細かく言えば、公立が幾人、私立が幾人というところもあれば、そんな情勢等も入れればというふうに。いずれにしても、特にこれから、私立の場合は経営上、少子化の中でますます厳しくなるわけですね。公立の場合は、簡単に言うと全部税金で面倒を見るので、ある意味で、どういう内容であれ実質的な競争がないけれども、私立の場合は生き残り策というのは、これは大変な問題だと思います。そういった観点からもいろいろな角度で考えてほしいし、是非特徴が出せるような補助金も必要だろうというふうに思いますので、一律的な考え方だけではなくて、そういったところも手厚く配慮していただくと、もっともっと私立のよさが出てくるのかなというふうに思います。

○事務局 では、私の方から答えさせていただきます。

数字については、次回に資料としてお配りをさせていただきたいと思いますが、参考までに申し上げます。まず、高等学校の方の運営費補助金でございますけれども、こちらは全国最下位でございます。といいますのは、これは経緯がございまして、埼玉県の場合、私学助成は学校に補助します運営費補助金と、父母の方に補助します父母負担軽減という2本柱で補助しております。埼玉県の場合につきましても、父母負担の方に力を入れておりますので、財源をそちらの方にシフトをしているという事情がございまして、ちなみに、父母負担軽減補助は全国で4位でございます。それで、トータルでいきますと、平成25年度の数字で申し訳ないのですけれども、現在33位ということになっております。

幼稚園につきましては、これも平成25年度ですが、全国27位ということになっております。

専修学校、各種学校の方になりますけれども、こちらにつきましては高等課程と専門課程等で分かれておりますが、高等課程は全国で12位、専門課程等も12位です。そこそこの水準を保っているかなと思っております。

それと、公立と私立の格差の件についても御質問がございましたけれども、こちらにつきましては、公立は私立の約3倍とよく言われております。

幼稚園の方は、一番端的によくあらわれているのが、例えば納付金の違い。こちらは私立は公立の3.6倍です。3.6倍の納付金を父兄の方に負担していただいていると。高等学校の方はちょっと前まで無償化でしたので、何倍というよりも額自体なのですけれども、幼稚園の場合は公立と私立ございまして、私立の方が納付金が3.6倍高いと。それだけ、逆に言うと公費負担というのが少ないと言えるのではないかと考えています。

あとは生徒納付金の水準につきましては、確かにいろいろな考えがあって、委員のおっしゃるとおり、それぞれの特色、教育内容によって差が出るというのもいいのではないかとというようなお考えも確かにあるかと思うのですけれども、私学助成の目的で父母負担の軽減というのも大きな目的でもございますので、やはり公費を支出している立場からしますと、可能な限り御努力をいただきまして、抑えていただけるものなら抑えていきたいというようなスタンスでやっております。

○加藤会長 齊藤委員さん、高額の給与の関係は一つのお考えということで、そういうものが含まれているということでよろしいわけですよ。それで、事務局の方の資料の関係は、次回御提出するというでよろしいでしょうか。

○齊藤委員 はい。

○事務局 それと、生徒数について先ほど御質問があったかと思うのですが、これは平成25年度トータル、全部の学種トータルでいきますと19万8,491人となっております。

これも参考までに申し上げますと、幼稚園の場合、昭和53年がピークでございました。それで、平成25年度はピーク時の約65%まで落ちてはおるのですけれども、急減期はもう既に過ぎておりまして、現在横ばい状態となっております。

また、高等学校についても平成元年度がピークなのですけれども、現在は6割くらいの生徒に落ちておりますが、こちらも横ばいの状態でございます。これについてもデータは次回お出ししたいと思います。よろしいでしょうか。

○齊藤委員 今の数字は、できればトータルも必要なのだけれども、何歳ごとにというのもお願いしたい。例えば、幼稚園の何歳児、小学校の1学年、2学年という流れが分かるのですよ。今後の見通しもつくわけだね。例えば小学校1年生は中学に入るときにはどのくらいになるか。

もう一つは、割合として、公立へ行く子供、私立へ行く子供、これは県内も県外も含めてある程度の目安になるわけですから、今日は私立なので、皆さん経営が主体ですから、そういう中での今後の予定が考えられる。

それから、もう私20年ぐらい前だと思うのですが、埼玉県の幼稚園の補助金額は東京都の簡単に言うと12分の1ですよと、埼玉の1年分が東京都は1カ月ぐらい出ますよという話も聞いたことがあるぐらい差があるというふうに聞いていたのです。今トータルしてみても、やはり全国の中では寂しい順位になっていますので、こういう、どこに何を配分するかも大事なのだけれども、総額を上げていかないと。これから子供たちを育てる上で、埼玉に行ったら結婚して子供を産みやすいよ、育てやすいよと。子供をできればどんどん増やしていかないと日本の将来はないわけですから、そういう意味でも埼玉は子供にとってすごくいいよという環境をつくってあげるの、一つはこういう部分もあるのではないかとこのように思います。順位は少し下がっているのかもしれないけれども、もっともっと上げて、みんなで埼玉へ行こうよという環境をつくってもらいたいなというふうに思います。これは少子高齢化の観点からの話です。

○加藤会長 ただいまの部分は御意見でいただいておいて、検討していただきたいと思います。

他に。

近藤委員さん、どうぞ。

○近藤委員 資料3-2、1番と2番についてちょっと意見を述べさせていただきます。

その前にですが、先ほどの齊藤先生のお話の中でもちょっとありましたが、埼玉県の私立というのは、運動とか進学、高校の評価はそれだけではないと思いますが、分かりやすいところで運動とか、あるいは進学でそれなりの活躍をしていると思います。別にどこをどうこう言う気はないのですが、47都道府県でベストテン、いろんな意味で総合的に考えて、まずベストテンに入るかなと。少なくとも神奈川とか千葉あたりとは肩を並べているのではないかと。ベストテンに入っていると思うのですよ。ちょっとやっぱりベストテンにしては寂しいかなという、33位がですね、というふうに考えておりますが、なかなかこれは難しいことかと思っておりますので、この辺にしたいと思っております。

では、1番、多人数学級、先ほど長峰先生の御質問にもありました。例えば、これ習熟度別と書いてあるのですが、学校によっては選択とかいろんなやり方があるのです。本校は城北埼玉というのですが、本校だけで言いますと、かつて習熟度別を2クラスを3つに分けて、基礎、基礎、応用みたいな、それで英語とか数学をやるということをして一回やったのですが、教員を同じ時間に立てなければいけないので、あまりに煩雑になり過ぎてうちはやめてしまいました。今は、もしこういうことをやる時には、選択でなってしまうときがあるのです。ただ、他の学校ではよく聞きますので、こういう形で考慮していただいて、減額の対象外にしていただけるとありがたいと思います。やり方は、やはり一律がいいのではないかと。どういう場合にどうなるのかとかが大変です。

あと、2番目、生徒納付金の消費税なのですが、ちょっとイメージしにくいかと思っておりますので、お話しさせていただきます。本校は学則定員が1,200名ですが、1,000名ちょっとの学校なので、それで、消費税が8%になったことによってどれぐらい、簡単に言えばお金が必要になったのか。よく他の場でも説明させていただくのですが、500万から1,000万の間。具体的に言うと、スクール

バスを使っているところは、当然それは生徒から集めても赤字なのですけれども、一億を超えています。あと教育研究費とか幾つかあるのですけれども、とにかく物を、サービスを得ているというだけでも1億ちょっと、単純に数えて、減価償却を合わせれば2億ちょっと。大体7、800万円かな。1,000人を超えている学校はそのぐらいいってしまうのかなと思います。

その中で一番いいのは、先ほど齊藤先生からありましたように、総額が増えることですね。東京都はそういうことをするやに聞いておりますが、正確なところは知りません。東京都は別に消費税分としてくれるという話を聞きました。ただ、確認をとったわけではありません。でも、恐らくそうなのでしょうね。ただ、難しいだろうなと私は思いますし、そうしましよとも言える立場でもありません。したがって、こういう形で配慮していただければ。単純に数えてどの位これを上げればいいのかというのは、例えば年間、1,000人として、1人2万4,000円だから、月2,000円弱、1,000円ちょっとぐらいで大体吸収できるのかな。別に合わせて上げればいいという話ではないですよ。ただ、そのぐらいの金額になるのだろうなというだけちょっとつけ加えさせていただきます。どうも。

○加藤会長 ありがとうございます。

それでは、課題で検討しているような方向で是非検討してくれということによろしいでしょうか。

○近藤委員 そうです。はい。

○加藤会長 それでは、他に。他の委員さんから。

磯委員さん、お願いいたします。

○磯委員 幼稚園の連合会の副会長の磯と申します。よろしくお願いいたします。

先ほど齊藤委員さんのおっしゃられました園児数なのですけれども、埼玉県では19万8,000人という中で幼稚園の園児数が12万人です。今幼稚園の中で92%が私立幼稚園に通っております。残りが公立ですね。それで、保育園との比較は今いたしませんけれども、そのぐらいに埼玉県は私立幼稚園が圧倒的に多い。全国でも3位です。定員数も3位です。それは、埼玉県で私立幼稚園が昔からしっかりやってきたと、そういうことでございます。残念ながら運営費補助金は27位です。関東地区でビリです。自慢ではないですけれども、十何年前までは全国で5位までいっていました。5位からずっと落ちて今27位。ですから、我々はとにかく10位以内までに何とか上げてほしいと、そういうお願いの最中でございます。

この課題についてですが、非常によく書かれておりまして、この課題について検討していただきたいということで少しお話ししたいと思います。

資料の4-2と、それから参考資料の2です。この2つを出していただきまして、お話ししたいと思いますのですが、まず課題の高額給与基準の取り扱いについてという課題がございます。「高額給与の教職員がいると、何重にも配分の減額調整を受ける」。これは、例えば常勤の教員が969万円

以上の給与をとりますと、1人の教員について130万円補助が出るのですが、それが1人分カットされます。それから、常勤の職員については1人80万円の補助です。それが、2人分のうちの1人分がカットされます。そういうふうには減算理由が1つあると、他のところにも大きく影響していくのです。ですから、その分だけではなくて、他に影響してきますので、是非そういう何重にもなるようなことはやめていただくよう、是非お願いしたいと、そういうふうには思っております。

それから、小規模園であります。150人以下の小規模園、これは参考資料2の(5)です。(5)に小規模園加算というのがございます。小規模園加算というのは、150人以下の幼稚園、これは実員で定員ではないのですが、そういう幼稚園には少し補助しなければいけないということで、加算していただくものなのです。ところが、100万円という金額は非常に残念でございまして、100万円では何の役にも立たないと思っております。これは桁が1けた違うのではないかと。つまり、小規模でも大規模でも、管理経費というのはかなりかかるのです。幼稚園の収入というのは、1人幾らという形で計算すればすぐ出るのです。1人で約50万円です。1人50万円掛ける人数をすればすぐに計算できますから。そうすると、園児が少なければ少ないほどどんどん減りますし、多ければ多いほど一人一人ずつ50万円ずつ上がっていくと。そういうことですので、この小規模園、これ100万円では、これはもうほとんど役に立たないということで、是非この点も、課題には書いてありませんが、考えていただきたいなと思っております。

それから、安全管理対策加算というのがその下の6番にあるのです。参考資料の6番に。ここに、Aは10万円以上から20万円未満とありまして、A、B、C、Dと4種類ございます。やはり幼稚園の安全を管理しなければいけないと。本当に子供たちは、いつでも事故になる可能性がございますから、少しでも傷んでいるところ、そういうところを直していきたい。そうしますと、この費用というのがばかになりません。ちょっとした大型遊具の場合2,000万円位します。その大型遊具を買い替えるというのではなくて、そういうところも少しづつ直していかなければいけません。かなり細かいところを直すのに、10万円以上から20万円未満で5万円の補助ということだと、5万円の補助をもらうぐらいだったら、面倒くさいから出しません。せいぜい50万円位の補助金をもらえるのでしたら、多少、大変でしょうけれどもいろいろ書いて出しますけれども。ということで、出せなくなってしまうのです。そうすると、結局は安全管理ができないことになる。事故が起きてからでは遅いということになりますので、是非この点も2つぐらいに絞ってしまつて、ある金額以上からこのぐらい、ある金額以上はこのぐらいというような、また何%という形で現実味のある数字を出していただければなと思っております。

それから、もう一つは園児納付金抑制加算についてということで、資料の4-2の課題の一番最初のところです。浦和、大宮、川口の幼稚園に見直しによる効果が小さいため、これは、ここだけではありません。確かにここら辺は大都会ですから、保育料自体が高いですね。そして、埼玉県の秩父などは極端に分かれますので、平均化してしまうと余りにも差があります。十何万の差があ

ります、年間にしますとね。そういう意味では、かなり細分化をしてほしいと私は頼んだのですが、ここに書いてありますように、細分化してしまうと平均以下の幼稚園であってもできないという状況も起きてくることも現実にあります。そここのところの工夫をもう少し頑張ってやっていただきまして、一園でも光を当てることをもらさないように。それぞれの園が一生懸命努力しているわけですから。周りの状況でなかなか上げられない事情もあります。それから隣の県、例えば埼玉県は、千葉県、群馬県とつながっています。群馬県は保育料がかなり低いんです。なぜかといいますと、運営費補助金は全国トップだからです。ものすごい金額。もう20万円を超えています。埼玉県は17万6,000円です。群馬県は京都と並ぶ位の形で今トップ争いをやっていますけれども、そういうところの事情も数字にあらわれているわけです。ですから、幼稚園が下げれば、上げればという問題ではなくて、その周りの地域とをいつも比較しながら、あ、こういう事情でやっているのだなというところまで考えていただきたい。我々としても上げたくても上げられないですよ、現実には。保育料を上げることはできないので、その分幼稚園の方に補助していただきたい。それが我々にとって、ここに代表で来ている意味がありますので、是非その点よろしく願いいたします。

それにしても、学事課の方々、本当に幼稚園のことをいつも思っていておられますので、我々は最後はそれで締めくくらせていただきます。どうもありがとうございました。

○加藤会長 ありがとうございます。

それでは、石井委員さん、お願いいたします。

○石井委員 今、磯委員の方からいろんなことをお話しいただいたのですけれども、参考資料の2の3ページですね。年間で43万円というのは保育料と入園料を合わせた金額ですが、それ以上、超えた場合には値上げ額の2分の1を減額するというのがあるのです。今、私立幼稚園、保育園も同様なのですが、なかなか教員が集まらないのですね。やはりある程度親からはもらえますけれども、それであれば給料を払わないと、いい教員が集まらないという事情があります。やっぱりいい教員を集めるためにはそれなりの給料を出さなければいけないという。確かに保護者負担を抑えるという意味ではいいのですが、そういう事情もあります。これは全国的です。保育所、保育園、幼稚園、求人を出しても来ない、どこも来ないという。では、どこへ行ってしまうのでしょうかねと思うくらい本当に来ないのです。ですから、そういうために、ある程度の納付金のアップというのはやむを得ないところがあるので、43万円以上というのをもうちょっと高額にさせていただくか、やめていただくか。それなりの給料を出して、いい教員を集めて、埼玉県内の幼児教育を進めていきたいという考えがございますので、ひとつ御配慮いただければというふうに思います。

それから、もう一点、私、去年まで連合会の方で経営研究委員会というのをやっていました。全日本私立幼稚園連合会に出す実態調査というのがありまして、そうすると中には、確かに園児数が多くて、高額な余剰金を持っているところがあるのですけれども、ただ余剰金にしまっているのです。西川委員さんみたいに公認会計士さんがいらっしゃれば、例えば減価償却引当てに持って

いくとか、そういうものをしておかないと、将来建てかえるといってもできない。私のところ去年建てかえましたけれども、単価は高いです。坪単価でも80万ぐらいかかってしまいますので。だから、そういうものの引当てというのをしておかないと、将来建替えができなくなってしまいます。我々もいろんな機会ですういう各幼稚園さんにお話はしているのですけれども、学事課さんの方でも、引当てをしていないような幼稚園にはちゃんと計画を立てて引当てをしていくような御配慮をいただければなというふうに感じております。

以上でございます。

○加藤会長 山崎委員さんをお願いします。

○山崎委員 5-2の資料の検討視点に記載されている点について、御意見申し上げたいところなのですが、まず委員の皆様方は、余り専修学校のことを御存じないと思いますので、簡単に御紹介させていただきながら内容に入りたいと思います。

専修学校は、社会の変化に即応した職業教育を中核として、専門人材の育成を図ることを目的としております。中学校を卒業した方を入学対象とする高等課程、高校を卒業した方を対象とした専門課程などがありますが、この中の専門課程というのが専門学校になります。現在、専修学校数は全国に約3,200校あります。ここに在学をしている学生が約66万人おります。そして、専門学校には、約59万人の在学者がおりまして、高校からの新卒者の進学率は昨年の数値で約17%を占めています。ですから、日本における高等教育機関としての規模では4年制大学に次ぐ第2の高等教育機関になっています。

そして、専門学校を取り巻く環境は、先ほどの説明の中にもありましたけれども、専門分野が細分化されてきているということと、一つ一つの分野が非常に高度な教育の提供を求められています。こうした要求に対応していくためには、1つの学科に対し、コースをたくさん細分化したり、1つのコースにおいても、選択科目を増やしていかなければいけません。もう一つここで大変なのは、やはり教員の確保ですね。内部の教員には当然研修を受けてもらいますが、それでは追いつきません。変化が早過ぎて追いつかないというのが現状です。そういう中で、さらに公益性の向上や、レベルを上げた実技評価などが求められており、大学と変わらないような学校運営が求められています。

こうした中、この資料2の予算の概要を見ていただいても分かりますように、他の学種と比べて制度的な問題もありますけれども、支援の枠から取り残されているというのが専修学校でございます。この辺を是非先生方にもまず知っていただいて、内容に入らせていただきます。

今回挙げていただいている検討の視点でございますが、基礎配分の教職員数割でございますけれども、先ほど申し上げたように、当然内部の教員だけでは追いつきません。私どもの学校の例を申し上げますと、5学科8コースを設置しておりますが専任教員が16名おります。これに対して外部の兼務教員が、37名おりまして専任教員の約2.3倍となっています。授業時間数におきましては、

昨年全学科の全体の42%がこの外部教員によって教育をなしている。そうしないと、やはり社会のニーズに対応した教育ができないというのが現状でございます。ですから、今回挙げていただいています教職員数割の中に兼務教員を入れていただくということに対しては、非常にありがたいと思っております。

それから、この中では教員だけが対象になっておりますが、実は職員においても、正規の職員と同等の数の兼務職員がおります。どんな仕事をしているかという、主に学生サービスに関するものが多くなっています。例えばメンタルの面の指導であるとか相談であるとか、直接教員がやればいいのですが、教員には時間が充分なくてできないとか、資格の問題とかがありまして、できない部分について対応いただいています。ですから、できれば枠を広げていただいて、職員も対象にいただけたらありがたいなと思っているのがまず1つでございます。

それから、職業実践専門課程、政策誘導配分の方の課程の認定校への加算ということでございますが、これは御存じの先生も多いかと思えますけれども、将来に向けた職業教育のあり方が今問われておりまして、質とレベル、実践性を考慮した新しい枠組みをつくりましょうという動きです。今回の教育再生会議でも提言がなされました。こうした動きの中で、そうした基準を既に満たしている専門学校を学科単位で認定する先導的な試行制度として創設されたのがこの職業専門課程ですね。

既に、今年の4月からスタートしているわけですが、先ほど埼玉では10校23学科の認定と御説明がありました。全国では今専門学校2,812校ぐらいありますが、その中の427校、これが初年度の認定数です。約15%ですね。学科数では、1,373学科です。

こうした厳しい、レベルの高い基準を超えて認定を受けておりますので、是非御理解いただき、加算項目に入れていただければありがたいなと思っております。非常にタイムリーな認定項目だなと思っております。

ただ、学校と学科で認定をしているので学科の数も考慮いただければと思います。

それから、単価については、近県の高額なところを見ますと、1人当たりの単価が、神奈川県では6万8,681円昨年支給されております。埼玉はちなみに2万2,930円でございますので、大分差があるように思いますので、御検討よろしくお願いいたします。

最後に運営費補助金ではありませんけれども、ちょっと外れて申しわけないのですが、我々の協会に対する退職基金への補助金を毎年いただいているのですが、補助率においても群馬県では1,000分の27の補助を受けています。埼玉県でも専修学校の協会には1,000分の19ですが、他の学種、中高であるとか幼稚園とかには1,000分の26が支給されています。ここでもやはり格差が出ていますので、これに対しても是非御検討をお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○加藤会長 中川委員さん。

○中川委員 私は、学校というところは、社会の中で信頼を得ていく、そういう部分が学校と名前がつく以上は、絶対に大事なことだと思うのです。ちょっと前でしたか、私テレビでニュースを見ていまして、開成高校がこういうことをやっていました。これからの受験生に対し、お金がなくて受けられないという子に対しては開成高校でも積極的に費用を補助して、それで学校を受験できるようにしたいという。こういった社会全体の中に学校が根をおろすといいますか、そういったようなニュースがあって、非常にヒントになったのですけれども、やはり学校というのはそういうものがないといけないというようなことです。

例えば、参考資料の1-3ページ、グローバル人材育成枠、この辺は私も非常に参考になるところなのですが、やはり地域の中に何か貢献できないものかというようなことをいろいろ考えていました。それで、この後、夏が終わりましたら、地域の小学校の生徒、中学校の生徒、あるいは一般の大人を対象にしまして、英語教育を無料でやっていこうというようなこと予定しており、既にチラシをつくって配りました。それから、新聞の中にも入れました。30名も来るかなと思って出したのですが、そしたら6月1日に子供たち、小学生、中学生でもう70名以上、それから親御さんを入れますと140から150名が来ました。お母さん方が、自分たちも何も勉強しなかったので、これから勉強したいと。それで、無料であればなおありがたいというようなことを言っています。2学期以降、ネイティブ3人使ってと思っていたのですが、もっといるかなというようなことを考えると、結構、英語の先生の費用も必要です。そういった意味で地域全体に対する学校としての社会的信用というか、責任というか、そういったものも何か考慮していただけるとありがたいなと思ったりもしています。

○加藤会長 それでは、野上委員さん。

○野上委員 私は、経済団体出身の委員なのです。上部団体は経団連です。そして今中央教育審議会の委員を拝命しております。今日お伺いして、埼玉県では助成金として三百五、六十億という県費を投入しており、このお金を最も効果ある有効なところへ配分していくのだという観点に立つと、報告事項というのが皆さんのお手元にあると思うのですが、先ほど、父母負担軽減補助金あるいは運営費補助金の額が示されて、片方が4位、合わせると33位というようなお話がありました。今日はどちらかといえば学校を設置されている側の方々がお集まりですが、その対極にあるのが家庭、皆さんの対象である生徒、児童がいるわけです。例えばの話ですけれども、年収1,000万円以上の家庭と、学校に行きたいのだけれども、なかなか家庭環境から行けない、教育機会をどうしても得たいという方がいます。設置者への補助と、もう一つは入園者や入学者への補助ことだと思うのですが、生徒1人当たりの父母負担軽減の補助が4位で、これを私単純に見まして、大変な県だな、おもしろい県だな、どっちに照準を当てているのだろうと感じました。というのは、やっぱり皆さんの設置した学校に生徒が来る、教育を受けたいという人が行けるような補助のあり方だとすると、例えばこの表を見ますと、多分250万円未満世帯のところは、補助を足

していくと大変な額になると。恐らく皆さんが設置している学校に行ける。保護者の負担がさほどなくても、皆さんが設置している学校に行ける金額をいただいているのではなかろうかと思うのですね。そして、皆さんのところに通っている学校には、ひょっとして親の世帯収入を合計すると大変な額に到達している家があると。それを一律に配っていくのか、それとも、本当に教育を受けた人、でも家庭環境で行けない人のところへ照準を合わせて配っていくのか。その結果、もし埼玉県が47都道府県の47番だというのだったら、えっ、何をしているの、優しい県ではないねと言えるのですけれども、逆に4位ということになると、それは回り回って皆さんの設置された学校にもそのお金は入っていくわけですから、というようなところを1つ考えました。

それから、私は経済界の人間ですので、資料3-2ですけれども、課題のところ、習熟度別云々とあります。やっぱり特色ある教育の実現ということになると、こういうことが起こってくるのだと思うのです。1つには、時代のニーズの要請があります。やっぱりその学校が特色ある学校であるということを広くPRしているとすれば、それに魅力を感じて、その学校、その学級、コースに来るのだと思いますので、これがたとえ40人超えたから、それが罰則規定で減額をされるというのは、ちょっと私には納得ができない。だから、ここは考慮していただきたい。

それから、4-2、ちょっと長くなりましたけれども、こここそ、私は経済界出身ですので、やっぱり公的資金が入っていることからすれば一定の歯どめは必要だとは思いますが、私学の運営というのはやっぱり長の裁量、経営感覚で、よい学校にも悪い学校にもなるのだと思うのです。したがって、このところは長の責任。程度問題はあるのですけれども、ここは、ここに書かれたとおり、長の責任の違いなど考慮すべきではないか。ここは一定の配慮をしていただかないと、特色ある学校運営ができないと思うのです。

それで、皆さんが発言する時間がなくなってしまいますので最後に申し上げておきますと、いろいろ計算式がありましたけれども、先ほど磯先生ですか、申請したにしても、額が5万円や10万円では申請が面倒だから、いっそのことしないよというお話がありましたけれども、ひょっとすると今日いらっしゃっている、学種ごとに皆さんのお声があったから、これだけ細分化してしまったのだと思うのです。だとすると、磯先生の勇氣ある言動に賛同しまして、効率化、もちろん整合性は付けなくてはいけませんけれども、簡素化、選択と集中、ここで項目を整理されたらどうだろうと思うのです。やっぱり10項目というのは多いなと。シンプルにしないといけないので、ということで、逆に、その程度だったら要らないよというところは削って、皆さんが最も大事だということへ配分をなさったらいかかなというような思いをいたしました。

ちょっと長くなりましたけれども。

○加藤会長 ありがとうございます。

報告事項の関係については、この後御意見いただいた後、報告事項を説明いただいて、またやらせていただければと思います。

それでは、小林委員さん、お願いいたします。

○小林委員 弁護士の小林玲子です。教育界の皆様が未来をつくってきているお仕事をされていると思うのですが、私の方は弁護士として、過去の既に起きてしまった事件の処理を通常はしております。少年事件、それから大人の刑事事件、それから例えば多重債務になった破産の処理、自己破産など、そういうことをやっております。ちょっと弁護士の観点から気づいた点を言わせてください。

まず、資料2につきましては、専修学校、各種学校に関します1人当たりの補助単価が余りにも低いなと思います。少年事件、刑事事件、また自己破産事件等やっておりますと、社会の中で仕事を得ていく、社会の中に食い込んでいければドロップアウトしないのです。社会の中で何とか生きていける仕事をしっかりと10代のときに身につけさせてあげてほしいと。そうすれば、埼玉県ももっと警察を増やさなければいけない、いろんなものを増やさなければいけないという、そういう予算も低減できますし、県民全体として幸福になっていける方向があると思うのですね。極端に、ものすごく差別されているのではないかと思うぐらい低い金額、専修学校、各種学校に関してまっとうなケアをしてほしいなと思います。

2つ目としましては、同じこの専修学校関係で、公立の専修学校と私立の専修学校ではどんな差があるのかなということを教えてもらいたいと思います。

3つ目としましては、専修学校の関係の兼務教員なのですけれども、私はこの会議の方には平成24年度から参加させてもらっているのですが、平成24年度するときにも、要するに、例えば幼稚園、小学校であれば、もしかしたら専任教員というものがすごく重要になるのかもしれないけれども、専修学校、こういう場所では非常に高い能力を持った方をたくさん、いろんな角度から呼んでくることに意味があるわけですから、幼児教育みたいに同じ先生が毎日365日いるという環境をつくりましょうということはここでは必要ないはずだと思うのです。生徒たちが求めている、社会で生きていける力をつける、それを教えてくれる兼務教員を増やすことをしっかりとやってもらいたいなど。これ、平成24年度にもう会議で出ましたので、実現されているかなと思ったら、まだだということなので、是非、御苦労はあると思いますが、前へ進めていただきたいと思います。

あと、職業実践専門課程というのがスタートしたとのことですが、まさに子供たち、10代の青少年たちが社会で生きていける力をつけさせるためにこういう課程のところには、重点的に配分にしてもらいたいなと思います。それが専修学校関係です。

もう一つは、幼稚園の関係です。幼稚園に関しましては、私もプライベートの方で女の子を育てているのですけれども、今非常に少子化の問題、少子化の中でも、2人目を産むかどうかということが非常に大きいですね。一生懸命婚活をやって、結婚相談受けましても、そしてペアが増えたとしても、人数が大きく変わってくるのは2人目を産むかどうかかなのです。一人っ子ですと、必ず日本はなくなっていくわけです。2人目を産みますと、何とか現状維持できるのですね。その2人目を産むかどうかの悩みのところが、若いママさんたちに聞いていきますと、やっぱりお金がか

かる。1人目赤ちゃんを産んでみて、こんなにかかると思わなかった。ちょうど2人目を産むかどうか、そろそろ上の子が幼稚園に入ったし、2人目欲しいねという話題をし出したころに幼稚園の費用がどんと来るのです。

まさか埼玉県では九十数%が私立幼稚園に入れていると思わなかったので、ここまでそういう大きな問題だと思っていなかったのですけれども、埼玉県で2人目を産むお家を増やしたいと思ったら、幼稚園の経済負担に関してはしっかりとやらないと厳しいだろうと思います。

以上です。

○加藤会長 ありがとうございます。

小林委員さん、御意見の部分はまた検討させるということで、御質問あった各種専門の公立、私立という部分、それは。

○小林委員 どんな金額、予算になっているか。

○事務局 具体的、細かなデータはございませんが、農業大学校ですとか、看護学校ですとか、確かに公立の専門学校は授業料が低いという傾向にあらうかと思います。その分公費はたくさん入っているということは言えるかと思います。

○加藤会長 よろしいですか。

○小林委員 はい。

○加藤会長 すみません、ありがとうございます。

そのほかに。

西川委員さん、どうぞ。

○西川委員 公認会計士の西川と申します。今回会計士という目線でのお話になってしまうかと思うのですけれども。

去年ももしかしたらお話を聞いたかと思うのですけれども、政策誘導配分という考え方なのですが、例えば今回の1つ、幼稚園さんの方の小規模園加算という考え方って、これは政策誘導配分の方に入っているかと思うのです。政策誘導というのは、恐らく補助金を出すことによってどういう方向に園が動いていって、結果としてこういう形になってほしいというのが私は政策誘導だと判断しています。すみません、これ間違っていたら話が違うのですけれども、そう考えたとき、小規模園に対して幾ら出しますよ、加算しますよというのは、動機付けとして、今の現状維持でもその補助金がもらえていますねという形であって、もし仮に県の方が、小規模なので、自立できるように園児さんを増やしてくださいという政策誘導をもし考えているのであれば、改善に向かったということに対する何らかの補助という形をしていかないと、それは目標とする方向にかじ取りをしないのかなという気がするのですが、その辺について政策誘導の考え方をちょっと教えていただきたいのですが。

○加藤会長 お願いします。

○事務局 政策誘導配分につきましては、確かに今委員御指摘のとおり、県として望ましい方向に学校運営をしていただくという目的がございます。しかしこの小規模校加算につきましては、若干質的には異なる部分もあろうかと思えます。学校の規模というのは、学校の裁量だけでなかなか変えづらいというような状況がございます。例えば、高等学校について言えば、昨年度の審議会の中でも話題に出ましたが、一番小さい学校は、音楽大学の附属高校になってございます。ピアノなど楽器をやるという形になりますので費用負担等も非常に高いというようなことも背景にございまして、生徒数は減少傾向にあります。そういった状況もあるので、結果的に負担がかかる小規模校については一定の配慮が必要であるというような意味での加算配分になっておりますので、御理解をいただければと考えております。

以上でございます。

○加藤会長 よろしいですか。

○西川委員 ちょっと聞いたところというか、知っている幼稚園さんですと、やはり人数が少ないと厳しいので、定員まで頑張って増やそうと皆さん自助努力されて、いろんな企画等されていると聞いています。そうすると、そういうふうに頑張っていって運営を安定化させようとしているところというのと、例えば補助金が出ているので、余り、現状維持、幼稚園経営のところでは努力しないでもいいのだよというところを同じ金額で補助されていると、頑張っている方には何か頑張るだけの動機付けというか、その結果というものを評価して上げてもいいのかなというふうに私はちょっと考えておりました。

以上です。

○加藤会長 今の段階で何か。

○事務局 小規模園加算についてお話申し上げますと、単価を2年前に50万円から100万円に引き上げたのです。ではそれでもって委員がお話いただきましたように、自助努力をこのお金でやってくださいよという趣旨が小規模園加算にあるのかというと、実際はそうではございません。消費支出比率を見ますと、実員で150人以下の幼稚園がその比率が100%を超えている赤字の法人が多いということで助成をしているというのが、小規模園加算が実際始まった理由でございます。だから、もっと自助努力をして、というようなことで今現在進めているということでは正直ございません。また、自助努力をこの幼稚園はしている、していないというのを客観的に把握するのが難しいということもございます。

○石井委員 その点でよろしいですか。

○加藤会長 それでは、一言で。

○石井委員 埼玉県の幼稚園は定員充足率というのは7割ぐらいで、地域によってはもっと低いところがあるのです。自助努力しようにしても、子供がいらないのですよ、もうそこに。だから、みんなが集めたって、1カ所で今度集めたら、他の幼稚園がつぶれるか、そういう形になる地域がたくさん

んあるのですね。だから、自助努力というのにも限界があるのかなと私思います。

○西川委員 すみません。もしそういうふうな、努力はおいておいて、ある程度園の存続ということをもし考えるのであれば、では100万円で存続できるのか。もし本当に県の方が教育の施設を残したいと。そういうところでも頑張って残して、教育を続けてほしいと考えたとすれば、100万の金額ですと、多分、園の方の存続に対するコストとしてはちょっと足りないのかなという感じはしますので、その辺の方向性というのはどっちを向いているのかがよく分からぬなと思って質問させていただきました。失礼いたしました。

○加藤会長 その点については、また事務局の方で検討していただきたいと思います。

鈴木委員さん、お願いいたします。

○鈴木委員 ちょっとお尋ねをしたいのですが、私立幼稚園の話ですけれども、例えばさいたま市は政令市なのですけれども政令市との関係というのはどうなのですか。幼稚園は県で全部一律の扱いをされているのか。あるいは、政令市は政令市で、県とはまた別に。例えば、さいたま市でも新たに助成をしているのか。政令市と県のこの関係はいかがなのでしょう。

○加藤会長 では、事務局の方からお願いします。

○事務局 幼稚園の関係ですが、特段県では、さいたま市にある幼稚園とそれ以外にある幼稚園というのは区分して取り扱うことはしておりません。ただ、ちょっと今データがないのですけれども、各市町村さんの方でもいろいろ補助というのはされているようでございます。さいたま市も恐らくされていると思いますし、市町村によってはそれぞれ預かり保育のようなものに助成するとか、そういう形をしているというふうには伺っております。

○事務局 私の方からちょっと補足をさせていただきますが、法律上、幼稚園につきましては県が所轄庁ということで、県が担当になります。私立学校振興助成法というのがありまして、そちらでも学校に対して県が補助することができるということです。ですので、さいたま市は全くその役割は担っておりません。

また、生徒というか、父兄の方に行く就園奨励費補助というのがあるのです。そちらは市町村が役割を担っております。そういう補助が別途ございますけれども、この私学助成につきましては県の役割となっております。

以上でございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○加藤会長 よろしいでしょうか。

○鈴木委員 はい。

○加藤会長 それでは、ありがとうございます。委員の皆様から様々な角度から課題等について御意見いただきまして、ありがとうございます。

○近藤委員 すみません、最後に1つだけ。

すみません、お時間とらせませんので。先ほど野上委員の方から、シンプルがいいということで、私は委員になったのは今年初めてですけれども、理事長という立場で10年以上この表を見てきたのですが、本当に皆様の努力でここ2、3年、平成22、3年度ぐらいから非常にシンプルで、皆さんが見ていて分かりやすい、補助金のやり方になりました。本当にありがたいと思っています。

私は高校を代表することで発言をしておりますが、高校の方はもうちゃんとした課題がありますので、今年度はそれをいろいろとお話ししていけばいいというふうに私は理解しています。今からするお話は、あくまでも次あるいは来年度ぐらいに正式に提案したい。今は皆さんの御理解といたしますか、注意をちょっといただきたいなというところで、資料3を御覧になってください。基礎配分のところですよ。高等学校、中学校、小学校とございます。先ほど学事の方からお話がありましたように、補助対象経費による積算方式で要するに単価方式ではない。中学校、小学校は単価方式で、高校はこういう形のやり方だと。当然これでも十分にいろんな意味で反映はできると思うのですが、やはり、生徒の数が基礎ではないかなと思うのです。別にこれがいけないということもないのですが、例えば、簡単に言います、①の人件費というのは、これ参考資料にありますので、お読みになると分かるのですが、簡単に言います。2つ計算方式があって、安い方の34%補助されるのです。それで、まず人件費の平均がありまして、掛ける生徒の人数なのですね。生徒が出てきているのです。例えばちょうどそれが1,000万円として、学校が払ったお金、去年の決算が1,200万円となると、1,000万円の34%、うちはいただけるのです。ということで、そういう意味では生徒の数が入ってはいるのだろうけれども、ただ、そういうふうを選ぶという形なのです。

今たまたまそういう例ですけれども、他の例ですと生徒は関係なくなってしまうのです、生徒の数が。したがって、私としては、これをやめるというよりも、やっぱり生徒の数というのがどこかで反映され、基礎配分に反映されるような形がいいのかな。逆に言うと、先ほど、方式は違うのだという御説明がありましたが、配分のところを見てみると余り変わらないのですよね。どうということか私には分かりかねるのですが、その辺り工夫をいただいて、どこかで生徒数が反映されるような形にできたらなと考えております。今は確かに算定方式が違うのだなということだけを皆さん御理解いただければ。

どうもありがとうございました。

○加藤会長 ただいまの御意見は、26年度ということではなく、それ以降で検討してほしいということでもよろしいわけですね。

○近藤委員 はい、もう次の課題もございますので、それで十分です。

○加藤会長 分かりました。すみません。いろいろ御意見いただきました。ただいまいただきましたいろんな御意見を踏まえまして、次回の審議会に向けまして事務局で十分精査した上で、平成26年度運営費補助金配分の基本方針の案を整理してほしいと思います。よろしくお願いします。

10 報告事項

- ・高等学校（全日制）父母負担軽減事業補助について

○加藤会長 それでは、お約束の時間が迫ってきたのですけれども、大変段取りが悪くて申しわけありません。最後になりますが、報告事項が1件ありますので、事務局の方から的確に報告していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、報告事項。右肩に「報告事項」とございます高等学校（全日制）父母負担軽減による補助について御説明させていただきます。着座でさせていただきます。

お手元の資料、報告事項を御覧ください。私立高等学校における保護者の経済的負担の軽減につきまして、本県では父母負担軽減事業補助を実施しております。このうち、全日制の高等学校の状況について御報告をさせていただきます。

まず、1、平成26年度の変更点についてでございます。今年度から就学支援金制度に所得制限が導入されました。これにより生まれました財源を活用いたしまして、補助制度の拡充を行いました。

まず、これまでの授業料に対する補助に加え、新たに施設費など授業料以外の納付金に対する補助制度を設けました。補助額は、年収250万円未満の世帯に20万円、年収350万円未満の世帯に10万円となっております。

また、低所得者への支援といたしまして、年収250万円未満の世帯に対し、奨学のための給付金を支給することといたしました。補助額は、第1子が3万8,000円、一定の条件を満たした第2子以降は13万8,000円となっております。さらに、授業料への補助につきましては、補助単価を年収500万円未満はこれまでの36万9,000円から37万5,000円に、年収609万円未満は24万6,000円から25万円に引き上げ、引き続き授業料の実質無償化を図ったところでございます。

次に、補助制度のイメージ、図の部分でございますが、授業料に対する補助といたしまして国の就学支援金がベースでございまして、これに埼玉県単独補助が上乘せされております。さらに、埼玉県単独補助として、施設費などその他納付金への補助を行っておりまして、さらに学校納付金以外への補助として就学のための給付金を支給する形となっております。

最後に、父母負担軽減補助の全国順位でございますが、先ほどもお話出ておりましたが、全国と比べますと、県の独自補助の生徒1人当たりの平均補助単価は5万5,280円、全国第4位となっております。1都3県と比べましても、東京都の全国第6位、神奈川県が全国第5位、千葉県全国第24位でございまして、これを上回っている状況でございます。

以上で父母負担軽減事業補助についての報告を終わらせていただきます。

○加藤会長 ありがとうございます。

この件に関しては、今までの御質問の中で齊藤委員あるいは野上委員さんから幾つか出ておりましたけれども、内容の確認等を中心に御質問等がありましたら、どうぞお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤会長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

11 閉 会

○司会 以上で本日の議事は終了いたしました。

議事の進行に御協力いただきまして、大変ありがとうございます。

事務局に進行をお返しいたします。

○司会 委員の皆様方におかれましては、貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

次回の審議会につきましては、7月30日、水曜、午後2時から埼玉県県民健康センター大会議室Cで開催する予定でございます。改めて通知をお送りいたしますので、御出席くださいますようお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。長時間にわたり熱心な御審議をいただき、誠にありがとうございました。